

山口大学大学院共同獣医学研究科における成績評価異議申立てに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学大学院共同獣医学研究科(以下「共同獣医学研究科」という。)の学生(本研究科の教員が担当する共同獣医学研究科の授業科目を受講する鹿児島大学の学生及び非正規学生を含む。)(以下「学生」という。)が、共同獣医学研究科において履修した授業科目に係る成績評価に対し、本人の成績に限り異議申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。ただし、鹿児島大学が担当する科目については、「鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則」に則り、成績等開示請求及び異議申立てを行うものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該学期に履修した授業科目に係る成績評価について、次の各号のいずれかに該当する場合は、具体的理由を付して異議を申し立てることができるものとする。ただし、成績評価の基準(採点基準)に関する申し立ては認めない。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス又は授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの

(異議申立手続)

第3条 学生は、異議を申し立てる場合、成績評価に対する異議申立書(別紙様式。以下「異議申立書」という。)を、原則として成績開示日から起算して7日以内(7日目が休日の場合は、直後の平日まで)に山口大学大学院共同獣医学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出する(メールによる提出も可)ものとする。なお、提出先は、山口大学共同獣医学部大学院係とする。

- 2 異議申立てへの回答に不服のある学生は、再異議申立てを行うことができる。
- 3 学生は、再異議を申し立てる場合、再異議申立書を、原則として異議申立ての回答を受理した日から起算して7日以内(7日目が休日の場合は、直後の平日まで)に研究科長に提出する(メールにより提出も可)ものとする。なお、提出先は、山口大学共同獣医学部大学院係とする。
- 4 研究科長は、異議・再異議の申立てを受けた場合、副研究科長、学務委員会及び学務委員等と対応方針を協議した後、担当教員と対応について協議するものとする。ただし、研究科長が必要と認めたときは、当該学生の意見を聴くことができる。また、必要に応じて、鹿児島大学共同獣医学研究科教務委員会と協力して対応する。
- 5 研究科長は、対応を決定し、異議申立書・再異議申立書を受領してから原則として7日以内(7日目が休日の場合は、直後の平日まで)に当該学生へ通知するものとする。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

成績評価に対する異議申立書・再異議申立書

共同獣医学研究科長 殿

年度入学

学籍番号

氏 名

下記のとおり、成績評価に対する異議・再異議を申し立てますので、対応方よろしくお願ひします。

記

1. 授業科目名、担当教員名及び担当教員からの回答内容

科目名	担当教員名
回 答 内 容	

※担当教員から回答が得られなかった場合は、その旨を回答内容欄に記入してください。

2. 異議・再異議を申立てる事由及び具体的理由

事由	いずれかに○をすること 1. 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの 2. シラバス又は授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの
具体的理由 (又は、異議申立てに 対する回答への不服)	

注1 成績評価の基準(採点基準)に関する異議申立ては受付できません。

注2 「就職が内定しているので、修了延期を免れたい」等の理由による異議申立ては受付できません。